

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率（小数点第3位を四捨五入）※自動計算	再就職の役員の数	備考
令和4年度北大東航空気象観測所業務 1式	支出負担行為担当官 沖縄気象台長 藤川典久 沖縄気象台 沖縄県那覇市樋川1-15	2022/04/01	北大東村 沖縄県島尻郡北大東村字中野218	9000020473588	北大東村との航空気象観測所の実施に関する協定により、航空機の安全運行に資するため、一定時間に観測通報を行う体制を有している必要がある。当該空港に関して、この条件を満たしているのは同村のみであり、これは会計法第29条の3第4項に該当するため。		2,850,000			
令和4年度多良間航空気象観測所業務 1式	支出負担行為担当官 沖縄気象台長 藤川典久 沖縄気象台 沖縄県那覇市樋川1-15	2022/04/01	多良間村 沖縄県宮古郡多良間村字仲筋99-2	4000020473758	多良間村との航空気象観測所の実施に関する協定により、航空機の安全運行に資するため、一定時間に観測通報を行う体制を有している必要がある。当該空港に関して、この条件を満たしているのは同村のみであり、これは会計法第29条の3第4項に該当するため。		4,170,000			
空港気象ドップラーレーダー装置定期点検等 1式	支出負担行為担当官 沖縄気象台長 藤川典久 沖縄気象台 沖縄県那覇市樋川1-15	2022/04/01	日本無線株式会社関東支社 東京都三鷹市牟礼六丁目21番11号	3012401012867	本装置は、那覇空港及びその周辺の空域における気象現象に伴う降雨及び気流を観測し、航空機の安全運航を支援するための装置である。この装置は、空中線装置、送信装置、受信装置、信号処理装置、制御監視装置等で構成されている。本装置の製作は、日本無線株式会社であり、空中線装置、送信装置、受信装置、信号処理装置、制御監視装置等の機構及びソフトウェアの開発、製作は同社独自のもので、これらの点検調整作業は、日本無線株式会社以外はない。以上のことから、本作業は、本装置の構造及び動作の詳細を熟知した会社である左記業者を契約相手とする手続きを行ったところ応募がなかったため、会計法第29条の3第4項により、随意契約とした。		11,165,000			
空港気象ドップラーレーダー装置消耗品の購入	支出負担行為担当官 沖縄気象台長 藤川典久 沖縄気象台 沖縄県那覇市樋川1-15	2022/06/23	日本無線株式会社関東支社 東京都三鷹市牟礼六丁目21番11号	3012401012867	当所空港気象ドップラーレーダー装置（以下「本装置」という。）は那覇空港及びその周辺の空域における気象現象に伴う降雨及び気流を観測し、航空機の安全航行を支援するための装置である。また、本装置は、空中線装置、送信装置、受信装置、信号処理装置、制御監視装置等で構成されており、日本無線株式会社が独自の技術により製作したものである。このため、本装置の構成品である本機器は、装置の構造、機能及び仕様等に精通した日本無線株式会社以外、製作することが不可能である。以上のことから、本装置の構造及び動作の詳細を熟知した会社である左記業者を契約相手とする手続きを行ったところ応募がなかったため、会計法第29条の3第4項により、随意契約とした。		4,070,000			
多機能型地震観測局装置の点検調整	支出負担行為担当官 沖縄気象台長 藤川典久 沖縄気象台 沖縄県那覇市樋川1-15	2022/06/24	株式会社高見沢サイバネティックス 福岡営業所 福岡県福岡市博多区博多駅東1丁目12番17号	7011201003197	多機能型地震観測局装置（津波地震早期検知網）は、津波災害の軽減を目的として導入されたもので、沖縄県内の各地において地震及び震度観測を行っている。観測されたデータは、それぞれNTT専用回線や公衆回線を介して気象庁本庁や大阪管区気象台に伝送される。また、観測されたデータを解析し、津波警報・注意報等や緊急地震速報及び地震情報等に活用されている。業務の性格上、点検・調整に際して当該装置の運用を停止する場合は、できるだけ短時間に留める必要がある。当該装置のハードウェア及びソフトウェアに影響を与えるようなことがあってはならない。また、作業後のデータ確認や機器調整も必要であり、この為には本装置に関する十分な知識と技能を有している必要がある。株式会社高見沢サイバネティックスは、本装置（処理部）を製作した業者であり、本装置の取り扱いに関しては十分な知識と技能および作業実績を有していると考えられる。このことから、保守点検業者は株式会社高見沢サイバネティックスにおいて他にない。以上のことから、本作業は、本装置の構造及び動作の詳細を熟知した会社である左記業者を契約相手とする手続きを行ったところ応募がなかったため、会計法第29条の3第4項により、随意契約とした。		3,410,000			

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることと会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率（小数点第3位を四捨五入）※自動計算	再就職の役員の数	備考
津波観測装置の点検調整 1式	支出負担行為担当官 沖縄気象台長 藤川典久 沖縄気象台 沖縄県那覇市樋川1-15	2022/09/05	明星電気株式会社九州支店 福岡県福岡市中央区渡辺通2-1-82	2010001007784	本件は、津波観測装置等（検潮儀（精密型電波式）、津波観測計（電波式）、巨大津波観測計、津波データ送信装置、衛星通信装置）の点検及び調整を行うことにより、本装置の機能を維持し、業務が円滑に遂行されるように実施するものである。 当該装置は、潮位及び津波の観測を行い、観測されたデータは津波データ送信装置から汎用IP通信網で気象庁本庁及び大版管区気象台の潮位データ総合処理装置へ伝送され、高潮及び津波による災害の軽減と防災対策に活用されている。また、何らかの障害により津波データ送信装置から伝送されない場合は、衛星通信装置に切り替わり伝送される。 点検及び調整に際しては、潮位及び津波観測のために常時稼働し続ける必要があり、業務に支障を与えないよう十分な配慮をしなければならない。やむを得ず運用を停止する場合においても、できるだけ短時間に留めなくてはならない。 このことから、点検作業者は当該装置の仕様と機能の詳細を熟知するとともに、潮位及び津波観測に関する深い知識を有し、短時間で的確に作業を完了できなければならない。 この条件を満たすのは、本装置を設計・製作及び取付調整した左記業者以外にない。 以上のことから、左記業者を契約相手とする手続きとして、公募手続きを行ったところ応募がなかったので、会計法第29条の3第4項により、随意契約とした。		1,903,000			
沖縄レーダー装置点検調整	支出負担行為担当官 沖縄気象台長 藤川典久 沖縄気象台 沖縄県那覇市樋川1-15	2022/09/20	西菱電機株式会社 東京支社 東京都港区芝大門1-1-30	1140001078509	本装置は、管内における気象現象に伴う降雨及び気流を観測し、エコーの強さの空港分布とその時間変化を連続的に探知することによって、広範囲な空間内の気象状況に関する情報を得るための装置である。沖縄レーダー装置の製作は、三菱電機株式会社で、ソフトウェア等の開発製作も同社独自のものであるため、点検・調整は、三菱電機株式会社の代理店である西菱電機株式会社以外の他社では実施できない。以上のことから、本作業は、本装置の内容を熟知した製作会社である左記業者を契約相手とする手続きとして、公募の手続きを行ったところ応募がなかったので、会計法第29条の3第4項により、随意契約とした。 このため、本装置の保守について、上記業者を特定する。 なお、見積、契約請求は三菱電機株式会社から事務代行先の西菱電機株式会社とする。		1,243,000			
石垣島レーダー装置の点検・調整	支出負担行為担当官 沖縄気象台長 藤川典久 沖縄気象台 沖縄県那覇市樋川1-15	2022/11/21	日本無線株式会社沖縄営業所 東京都三鷹市牟礼六丁目21番11号	3012401012867	石垣島レーダー装置は、防災気象情報の発表に不可欠な降水現象の常時監視を目的として、電磁波を使用して台風・集中豪雨・梅雨前線等に伴う降水の強さを三次元で測定し、また、降水域内のきめ細かな風の三次元分布を観測している。 観測されたデータは予報や注意報等の防災情報発表の実況監視資料として利用されているほか、数値予報の初期値解析や解析雨量作成にも活用されている。 本装置は空中線装置、空中線制御装置、送受信装置及び導波管加圧装置等の機器から構成されており、高精度の観測を継続するには機器の点検・調整は重要な作業である。このため当該装置の点検・調整には装置の性能、機能仕様を十分理解・精通している必要がある。 日本無線株式会社は本装置を製作した会社であり、設置以来保守点検・故障修理等を継続して実施していて、十分な技術・実績を有している。また、同社が独自に開発したソフトウェア及び関連機器もあり、他社による点検・調整の実施は不可能である。以上のことから、本作業は、本装置の構造及び動作の詳細を熟知した会社である左記業者を契約相手とする手続きを行ったところ応募がなかったため、会計法第29条の3第4項により、随意契約とした。		1,441,000			
多機能型地震観測装置及び計測震度計、DCP装置の点検調整	支出負担行為担当官 沖縄気象台長 藤川典久 沖縄気象台 沖縄県那覇市樋川1-15	2023/01/18	明星電気株式会社九州支店 福岡県福岡市中央区渡辺通2-1-82	2010001007784	多機能型地震観測局装置、計測震度計及びDCP装置は、津波災害の軽減を目的として導入されたもので、沖縄県内の各地において地震及び震度観測を行っている。観測されたデータは、それぞれNIT専用回線や公衆回線を通じて気象庁本庁や大版管区気象台に伝送される。また、観測されたデータを解析し、津波警報・注意報等や緊急地震速報及び地震情報等に活用されている。業務の性格上、点検・調整に際して当該装置の運用を停止する場合は、できるだけ短時間に留める必要があり、当該装置のハードウェア及びソフトウェアに影響を与えようことがあってはならない。また、作業後のデータ確認や機器調整も必要であり、この為には本装置に関する十分な知識と技能を有している必要がある。 明星電気株式会社は、本装置（処理部）を製作した業者であり、本装置の取り扱いに関しては十分な知識と技能および作業実績を有していると考えられる。以上のことから、本作業は、本装置の構造及び動作の詳細を熟知した会社である左記業者を契約相手とする手続きを行ったところ応募がなかったため、会計法第29条の3第4項により、随意契約とした。		1,672,000			

[illegible]